

目次

○ はじめに	(4頁)
○ 誌上実務講座	(5～76頁)
○ 知っとく情報◆お仕事編	(77～81頁)
○ 知っとく情報◆働く環境編	(82～91頁)
○ ジムンクの叫び	(92頁)
○ 今号のイチ枚	(93頁)
○ 「法律事務」バックナンバーのお知らせ	(94頁)
○ 「法律事務」加入申込書	(95頁)

誌上実務講座 目次 相続実務 ～事務職員が関わる いろいろな相続手続き～

第1 相続の基本	(5頁)
1 相続とは	
2 相続人の種類と相続順位・相続分	
3 代襲相続	
4 数次相続	
5 指定相続	
6 特別受益	
7 寄与分	
8 相続の承認、放棄、限定承認	
図解 相続手続の流れ	(10頁)
第2 被相続人死後の事務	(11頁)
1 死亡から葬儀	
2 各種手続	
3 宗教的儀礼	
第3 弁護士への相談・依頼	(13頁)
第4 調査等	(14頁)
1 金融機関に対する通知・届出・照会	
2 相続人の確認と特定(相続人調査)	

- 第5 相続財産（財産の種類、調査方法）（17頁）
 - 1 積極財産
 - 2 消極財産
 - 3 地位の承継
 - 4 遺産目録の作成
- 第6 遺言・遺言執行（21頁）
 - 1 遺言
 - 2 遺言の執行
 - ☒ 遺言執行の流れ（23頁）
- 第7 遺留分（24頁）
 - 1 遺留分権利者と割合
 - 2 遺留分減殺
- 第8 遺産分割（25頁）
 - 遺産分割とは
 - 1 遺産分割協議
 - 2 遺産分割の調停・審判
- 第9 預貯金の相続手続
 - 1 概要（28頁）
 - 2 相続手続の流れ（28頁）
 - （1）一般的な銀行の例
 - （2）ゆうちょ銀行の例
 - 3 必要書類（33頁）
 - （1）主な必要書類
 - （2）その他
 - 4 各種書式と記載例・・・資料編参照
- 第10 いろいろな相続手続
 - 1 株式（上場株の場合）・投資信託（39頁）
 - 2 出資金（41頁）
 - 3 生命保険等（41頁）
 - 4 不動産（登記手続）
 - （1）相続登記（42頁）
 - （2）抵当権抹消登記（45頁）
 - 5 自動車（48頁）

6 公的年金 (49頁)

第11 代償金の処理 (49頁)

第12 相続税申告、相続税の納付 (49頁)

【資料編】

資料A-1	受任通知及び取引履歴等照会依頼書	(51頁)
資料A-2	受任通知(相続放棄を前提とした内容)	(52頁)
資料A-3	貯金残高証明請求書	(53頁)
資料A-4	貯金等照会書(現存調査)	(54頁)
資料A-5	相続関係説明図	(55頁)
資料A-6	遺産分割協議書	(56～57頁)
資料A-7	遺言執行者就職のご通知	(58頁)
資料B-1	相続届(相続に関する依頼書)	(59～60頁)
資料B-2	法定相続人間診票(相続人関係表)	(60頁)
資料B-3	相続に関する委任状	(61頁)
資料B-4	貯金等の相続手続の流れ	(62頁)
資料B-5	相続確認表	(63～64頁)
資料B-6	貯金等相続手続請求書(名義書換兼支払請求書)	(65頁)
資料B-7	委任状(ゆうちょ銀行)	(66頁)
資料B-8	貯金払戻証書(見本)	(67頁)
資料B-9	印鑑証明書(弁護士会発行)	(68頁)
資料B-10	登記申請書(相続登記)	(69頁)
資料B-11	登記申請書(抵当権抹消登記)	(69頁)
資料B-12	委任状(登記申請用)	(70頁)
資料B-13	委任状(登記識別情報通知受領用)	(70頁)
資料B-14	法定相続情報証明制度	(71頁)
資料B-15	法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書	(72頁)
資料B-16	委任状(法定相続情報証明)	(73頁)
資料B-17	法定相続情報一覧図の写し(見本)	(74頁)
資料B-18	譲渡証明書(自動車相続用)	(75頁)
資料B-19	委任状(自動車譲渡用)	(75頁)
資料B-20	未支給年金・保険給付請求書	(76頁)

はじめに

相続実務は預貯金の解約・名義変更、不動産や自動車の名義変更など多岐にわたりますが、特に近年は、「投資信託」などに代表される金融資産の多様化、「NISA」などに代表される税制改革、さらに2017年5月からは法務省による「法定相続情報証明」制度の開始など、社会の変革が目まぐるしく、私たちの業務も大きく様変わりしてきています。このような背景を踏まえ、今号の誌上実務講座では「相続実務」を取り上げることにしました。

事務職員目線での注意すべきポイント、各手続の参考書式、最新情報を可能な限り盛り込みました。相続実務の中での具体的手続き（預貯金の解約・名義変更、相続登記など）を中心に編集しましたので、前半部分の相続の基本的知識については概要を説明するにとどめました。

金融機関により手続や書式が異なる分野ではありますが、必要書類や考え方には共通する部分もあると思います。

本書を通じて基本的な知識を身につけていただき、皆様の日々の実務にお役立ていただければ幸いです。

なお、現在、相続分野の民法改正の動きがあり、配偶者の居住権保護や自筆証書遺言の法務局での保管などの新設が予定されています。今後の動きに注意が必要です。

2018年1月

編集 法律事務員全国連絡会幹事会

本号編集にあたり以下の書籍及びWEBページを参考にさせていただきました。

- ◆法律事務職員実務講座応用編Ⅳ（戸籍・登記・供託）、
同応用編Ⅴ（相続・家事）／一般社団法人法律事務職員全国研修センター
- ◆金融法務事情 No.2015／株式会社きんざい
- ◆相続・遺言―遺産分割と弁護士実務／ぎょうせい
- ◆民法の解説―相続法―（三訂版）／一橋出版
- ◆自由と正義 2017年7月号／日本弁護士連合会
- ◆ゆうちょ銀行／<http://www.jp-bank.japanpost.jp/>
- ◆法務省民事局／<http://www.moj.go.jp/>
- ◆国土交通省／http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000033.html
- ◆日本年金機構／<http://www.nenkin.go.jp/index.html>
- ◆みずほ証券／<https://www.mizuho-sc.com/service/inheritance/required.html>

第9 預貯金の相続手続

1 概要

預貯金の相続には、「払戻し」と「名義変更」の二つの手続があります。

「払戻し」は、相続人が預貯金の払戻請求をして現金化する手続です。一方、「名義変更」は、相続人が名義変更請求をして被相続人名義の預貯金を相続人名義に変更する手続です。（ゆうちょ銀行の通常貯金は原則として名義変更はできません。）

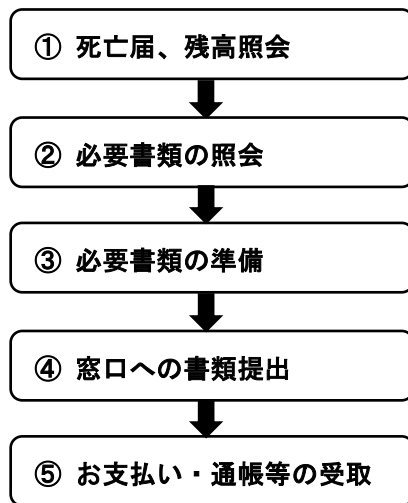
金融機関により、請求書用紙（金融機関所定の用紙）、必要書類、書類の有効期限が異なります。また、遺言書や遺産分割協議書、裁判所作成の遺産分割の調停調書・審判書の有無などによっても、請求書様式と必要書類に違いがみられます。

弁護士は相続人代理人又は遺言執行者などの立場で関与することが多い手続です。事務職員も弁護士の使者などの立場で金融機関での手続を任せられることが多いと思われれますので、相続手続の実務に精通しておくことが重要です。所定の様式や手続が時々変更されていることも多いので、その点にも注意が必要です。

2 相続手続の流れ

預貯金の「払戻し」の例による一般的な相続手続の流れは次のとおりです。

(1) 一般的な銀行の例



※信用金庫、信用組合、労働金庫などもほぼ同様の流れです。

ゆうちょ銀行の流れは（2）にて後述します。

① 死亡届、残高照会 資料A-1

まず最初に行う手続は、金融機関へ被相続人の「死亡届」（金融機関所定のもの）を提出することです。一般的に、この死亡届により口座が凍結されますが、受任通知（資料A-1）の提出を求める金融機関もあります。金融機関との取引内容が分からない場合には、残高照会を行います。残高照会の用紙は金融機関所定のものがあり、手数料がかかります。

② 必要書類の照会

続いて必要書類の照会と請求書用紙の取り寄せを行います。

一般的には金融機関の口座開設店に電話をして、必要書類の照会と請求書用紙の送付依頼をしますが、最寄りの支店でできる場合もありますし、大手の銀行などでは「相続センター」といった専用窓口を設けているところもあります。また、近年では、WEB上で、手続の流れや必要書類の案内を確認できる金融機関も多くなっています。

③ 必要書類の準備

金融機関から指示を受けた書類を準備します。他の金融機関の預貯金がある場合には、先にそちらの必要書類と有効期限を確認してからまとめて書類を準備する方が効率良く集められることもあるでしょう。

④ 窓口への書類提出

必要書類の準備ができれば、基本的には口座開設店に書類を持参して提出します。口座開設店でなくても最寄りの支店で対応してもらえる場合も多いようです。「相続センター」のような専用窓口を設けている場合には、それら専用窓口に提出します。遠隔にある金融機関の場合には、郵送にて提出することができる場合もあります。金融機関によっては、原則的に、口座開設店の窓口へ直接出向かなければならないこともあります。

金融機関の受付が来店順なのか、電話での来店予約ができるのか否かによって所要時間が変わってきますので、その点の確認も必要でしょう。

戸籍謄本や印鑑証明書などの原本は、金融機関で写しを取り原本を還付してくれます。予め事務所で写しを用意して原本とともに持参する方が待ち時間も短縮できて良いと思いますが、原本との照合の都合上、金融機関によっては自ら写しを取るところもあります。

⑤ お支払い・通帳等の受取

上記④の書類を提出すると、その場で現金の支払いをしてくれる金融機関と後日振り込みによって支払いをしてくれる金融機関とに分かれます。その場で現金の支払いをしてくれる場合においても、払戻し金額によっては、現金を持ち帰らずに弁護士の預り金口座に送金してもらうのが安全でしょう。

(2) ゆうちよ銀行の例 資料B-4

